

「令和 6 年能登半島地震」に係る国税の申告・納付等の 期限延長措置の終了について

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

国税庁では、令和 6 年能登半島地震の発生に伴い、石川県・富山県に納税地のある方の申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

今般、次の地域に納税地があり、申告・納付等の義務のある方の令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限を、**令和 7 年 10 月 31 日（金）**とすることといたしました。これをもって、全ての地域における申告・納付等の期限延長措置が終了となります。

都道府県名	地 域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

※ 石川県のうち輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除く地域、並びに富山県に納税地がある方の、令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限を延長する措置は既に終了しています。

振替納税をご利用の方の口座からの振替日は、国税庁ホームページ「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」をご確認ください。

詳細はこちら ▶



※ 令和 6 年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額はないものとなりますので振替納税は行いません。

※ 令和 6 年分消費税及び地方消費税の中間申告は不要となりますので振替納税は行いません。

上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

- 令和 6 年能登半島地震の影響により、期限までに申告・納付等ができない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き、期限延長措置を受けることが可能です。この手続は、申告等と同時に申請いただくことも可能ですので、状況が落ち着いてから最寄りの税務署にご相談いただくようお願いします。
- また、申告は可能であっても、令和 6 年能登半島地震により、財産に相当な損失を受けた方や、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、原則として 1 年以内の範囲で、納税の猶予を受けることができます。

○ご質問・ご不明な点は、国税相談専用ダイヤル（0570-00-5901）へお問い合わせください。

○災害に関する各種税制措置の詳細は、国税庁ホームページ「令和 6 年能登半島地震に関するお知らせ」などで随時お知らせしています。